

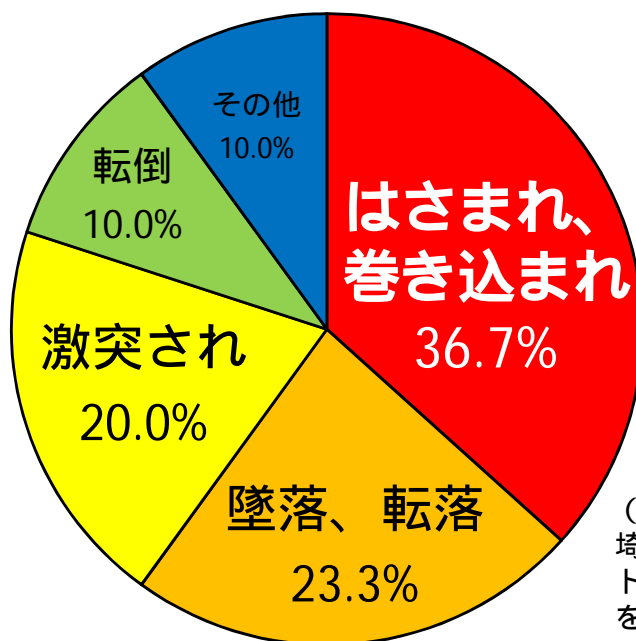
フォークリフトによる労働災害を防止しましょう（墜落災害の防止編）

フォークリフトによる災害が多発しています！

令和4年は、埼玉県内で、すでに3人の方がフォークリフトが関係する労働災害で亡くなっています（9月末現在）。

埼玉県内では、令和3年までの20年間に、フォークリフトを起因物とする死亡災害が30件発生しています。

フォークリフトを起因物とする死亡災害の事故の型別の割合



（平成14年から令和3年の間に埼玉県内で発生したフォークリフトを起因物とする死亡災害30件を集計）

フォークリフトは、重量物等の運搬作業を効率的に行うことができる機械であり、様々な業種の事業場で使用されています。

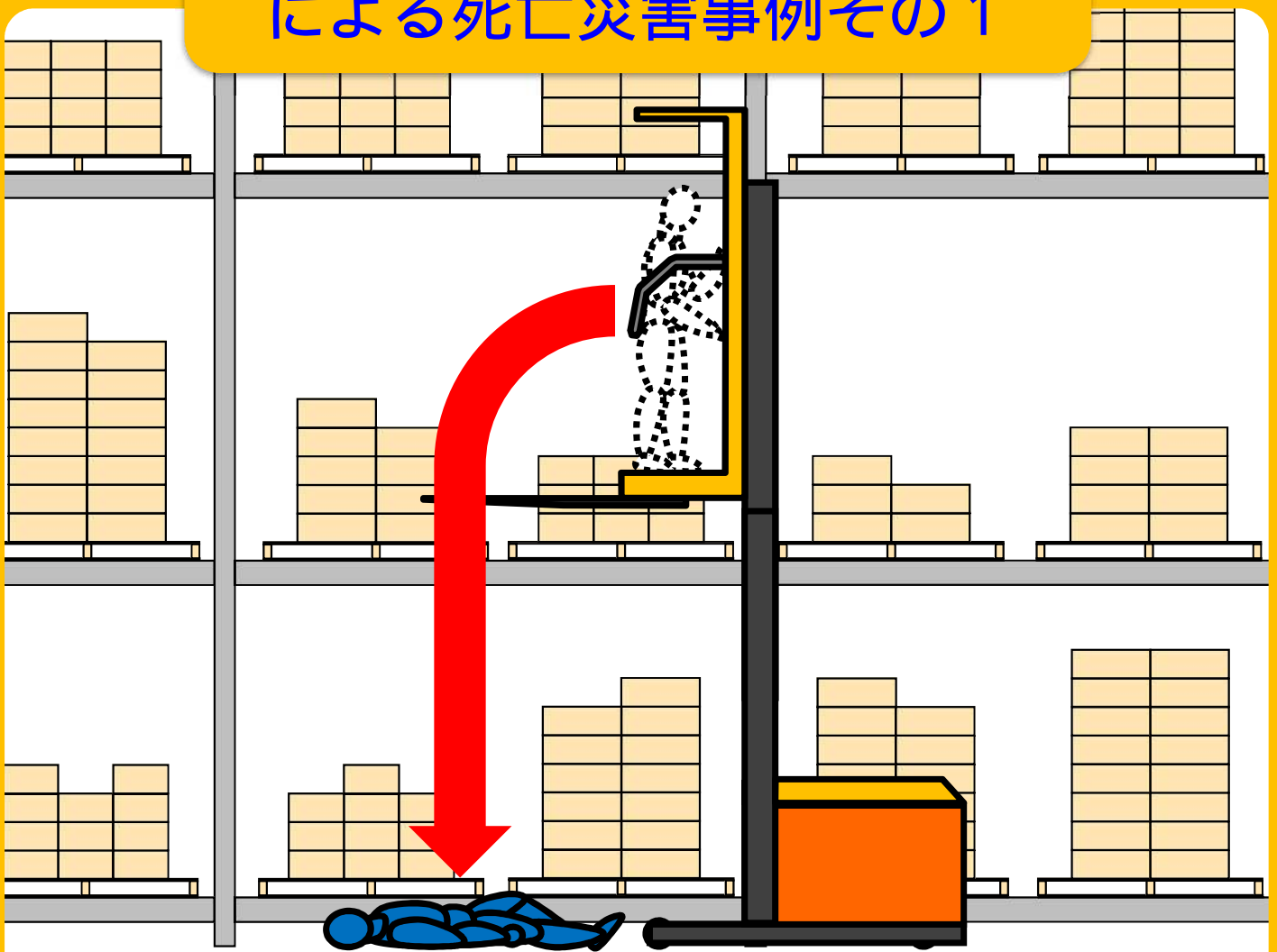
しかし、誤った方法で使用した場合等には重篤な労働災害の原因となることがあります。

同種の労働災害が発生することを防止するため、災害事例等をご覧いただき、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

なお、災害事例は、実際の発生状況と一部異なる部分があります。



フォークリフトからの墜落 による死亡災害事例その1



発生状況

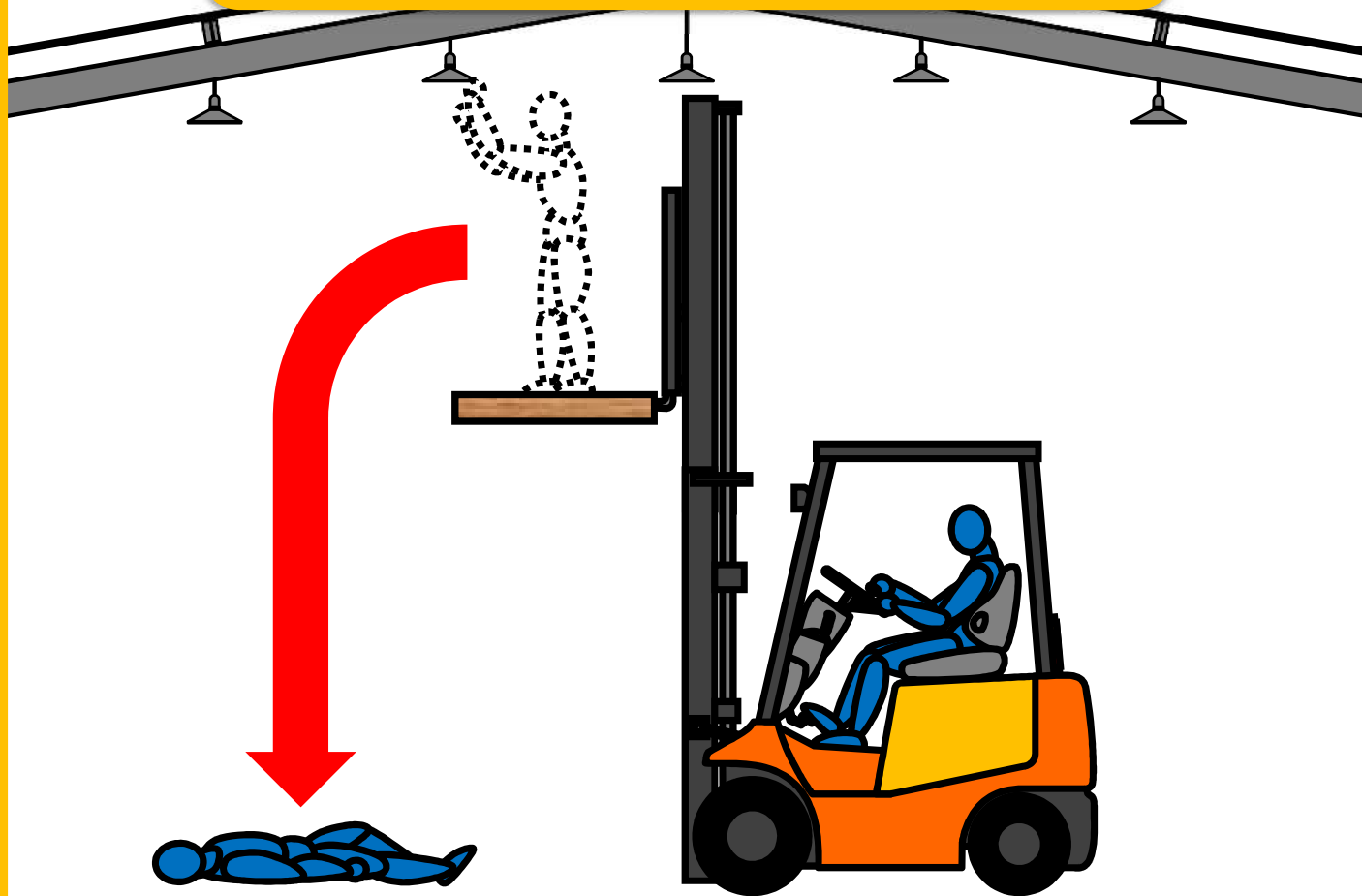
倉庫内で、オーダピッキングトラック（フォーク等が運転台と共に昇降するフォークリフト）を使用して、棚から荷物を取り出す作業を行っていた被災者が、オーダピッキングトラックのそばで倒れているところを発見された。

墜落制止用器具（安全带）等は使用されていなかった。

防止対策

オーダピッキングトラックの運転者に墜落制止用器具等を使用させること。

フォークリフトからの墜落 による死亡災害事例その2



発生状況

フォークリフトを使用し、作業者が乗ったパレットを上昇させ、工場の天井に取り付けられた照明設備の電球を交換する作業中、作業者がパレットから墜落した。

パレットに手すりを設ける等の墜落防止措置は講じられていなかった。

防止対策

高所作業車等を使用して作業を行うこと。

やむを得ず、フォークリフトを使用して作業を行う場合は、次のページの「主たる用途以外の使用の制限」の解釈例規の「危険を及ぼすおそれのないとき」の措置を講じること。

特に関係のある労働安全衛生規則の規定等

(搭乗の制限)

第151条の13 事業者は、車両系荷役運搬機械等(不整地運搬車及び貨物自動車を除く。)を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

【解釈例規】

ただし書の「危険を防止するための措置」とは、ストラドルキャリアー等の高所や走行中の車両系荷役運搬機械等から労働者が墜落することを防止するための覆い、囲い等を設けることをいうものであること。

(昭53.2.10基発第78号)

(主たる用途以外の使用の制限)

第151条の14 事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

【解釈例規】

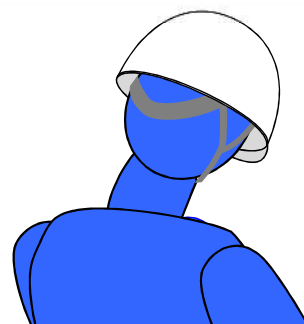
- 1 本条は、墜落のみでなく、はさまれ、まき込まれ等の危険も併せて防止する趣旨であること。
- 2 ただし書の「危険を及ぼすおそれのないとき」とは、フォークリフト等の転倒のおそれがない場合で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じたときをいうこと。

(昭53.2.10基発第78号)

荷役作業時は、必ずヘルメットの着用を！

死亡災害の事例には、保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかったものがあると考えられます。

荷役作業時は、必ず保護帽(ヘルメット)を着用するよう、教育等の実施をお願いいたします。



フォークリフトによる労働災害を防止しましょう（はさまれ災害の防止編）

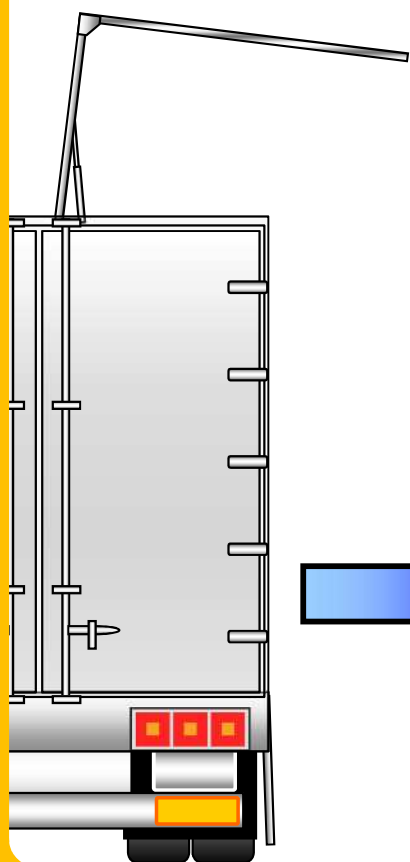
埼玉県内では、令和2年までの20年間に、フォークリフトを起因物とする死亡災害が29件発生しています。

事故の型別でもっとも多いのは「はさまれ、巻き込まれ」で、約4割を占めています。

同種の労働災害が発生することを防止するため、災害事例等をご覧いただき、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

なお、災害事例は、実際の発生状況と一部異なる部分があります。

事例その1

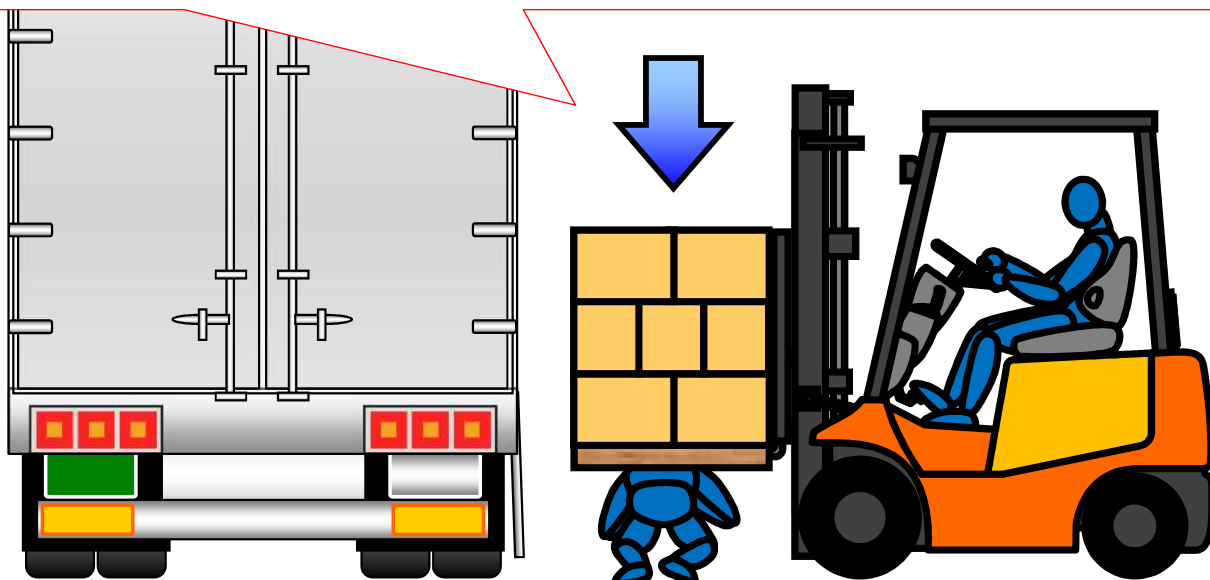


床に置かれた荷物のそばで、しゃがんで作業していた被災者が、後退したフォークリフトと荷物との間にはさまれた。



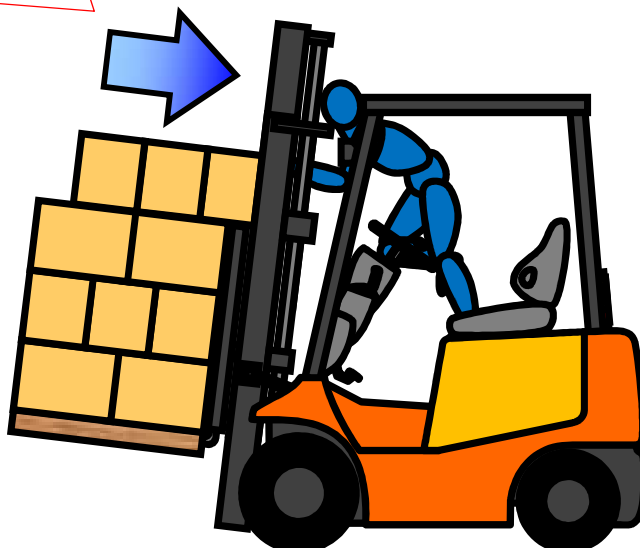
事例その2

トラックの荷台で崩れた荷の位置を直そうとした被災者が、別の荷を乗せたフォークリフトのフォークの下を通ろうとしたところ、フォークが下降し、被災者が地面との間にはさまれた。



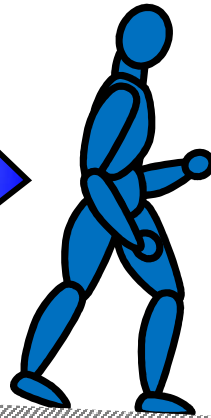
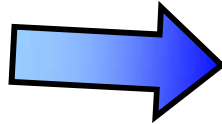
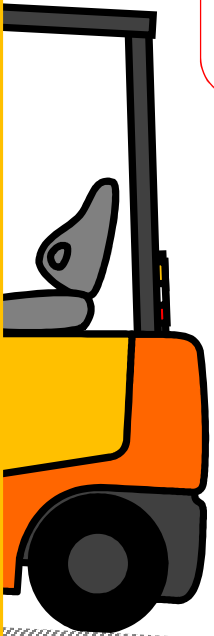
事例その3

崩れた荷の位置を直そうとして、被災者が運転席から身を乗り出したところ、身体がテイルトレバーに触れたため、マストが傾き、マストとヘッドガードのフレームとの間に被災者がはさまれた。

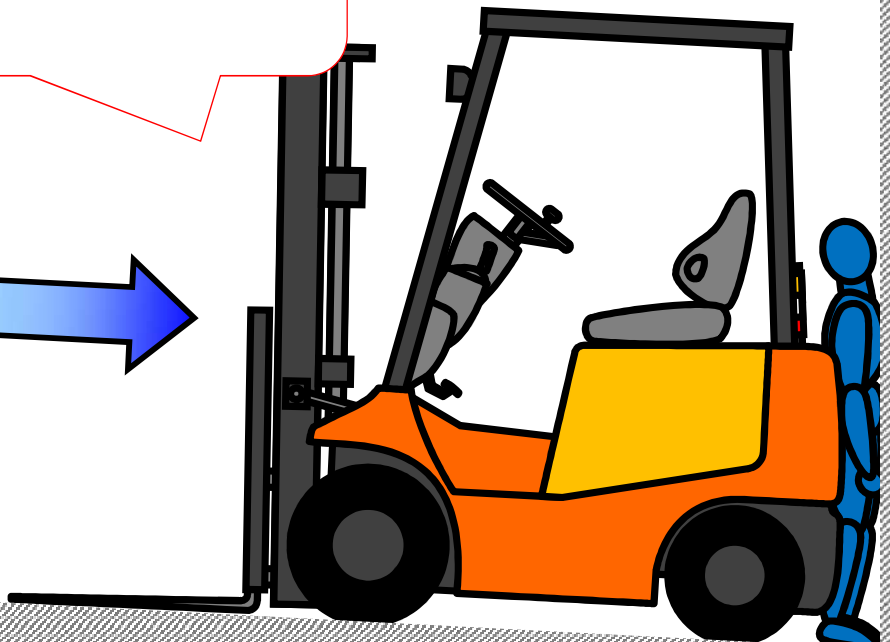
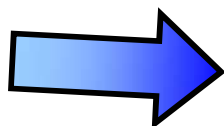


事例その4

傾斜路に停めたフォークリフトから降りた被災者の後方でフォークリフトが動き出し、被災者がフォークリフトと壁との間にはさまれた。



駐車ブレーキが十分にかかけられておらず、輪止め等は使用されていなかった。



特に関係のある労働安全衛生規則の規定等

(接触の防止)

第151条の7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

【解釈例規】

1 第1項の「危険が生ずるおそれがある箇所」には、機械の走行範囲だけでなく、ショベルローダーのバケット等の荷役装置の可動範囲、フォークローダーの材木のはみ出し部分等があること。

2 第1項の「誘導者」には、ストラドルキャリアーにあっては、同乗する誘導者も含まれること。
(昭53.2.10基発第78号)

(立入禁止)

第151条の9 事業者は、車両系荷役運搬機械等(構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。)については、そのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

【解釈例規】

1 第1項の「アーム等」の「等」には、ダンプトラックの荷台等が含まれること。

2 第1項の「安全支柱、安全ブロック等」は、フォーク、ショベル、アーム等を確実に支えることができる強度を有するものであること。なお、「安全ブロック等」の「等」には、架台等があること。
(昭53.2.10基発第78号)

(運転位置から離れる場合の措置)

第151条の11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

一 フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。

二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

【解釈例規】

「停止の状態を保持するための制動装置を確実に操作する等」〔現行=ブレーキを確実にかける等〕の「等」には、歯止めをすること等が含まれること。
(昭43.1.13安発第2号)

1 第1項第1号の「荷役装置を最低降下位置に置くこと」の「最低降下位置」は、構造上降下させることができる最低の位置であること。

2 第1項第2号の「ブレーキを確実にかける等」の「等」には、くさび又はストッパーで止めることが含まれること。
(昭53.2.10基発第78号)

フォークリフトによる労働災害を防止しましょう（転倒災害等の防止編）

埼玉県内では、令和2年までの20年間に、フォークリフトを起因物とする死亡災害が29件発生しています。

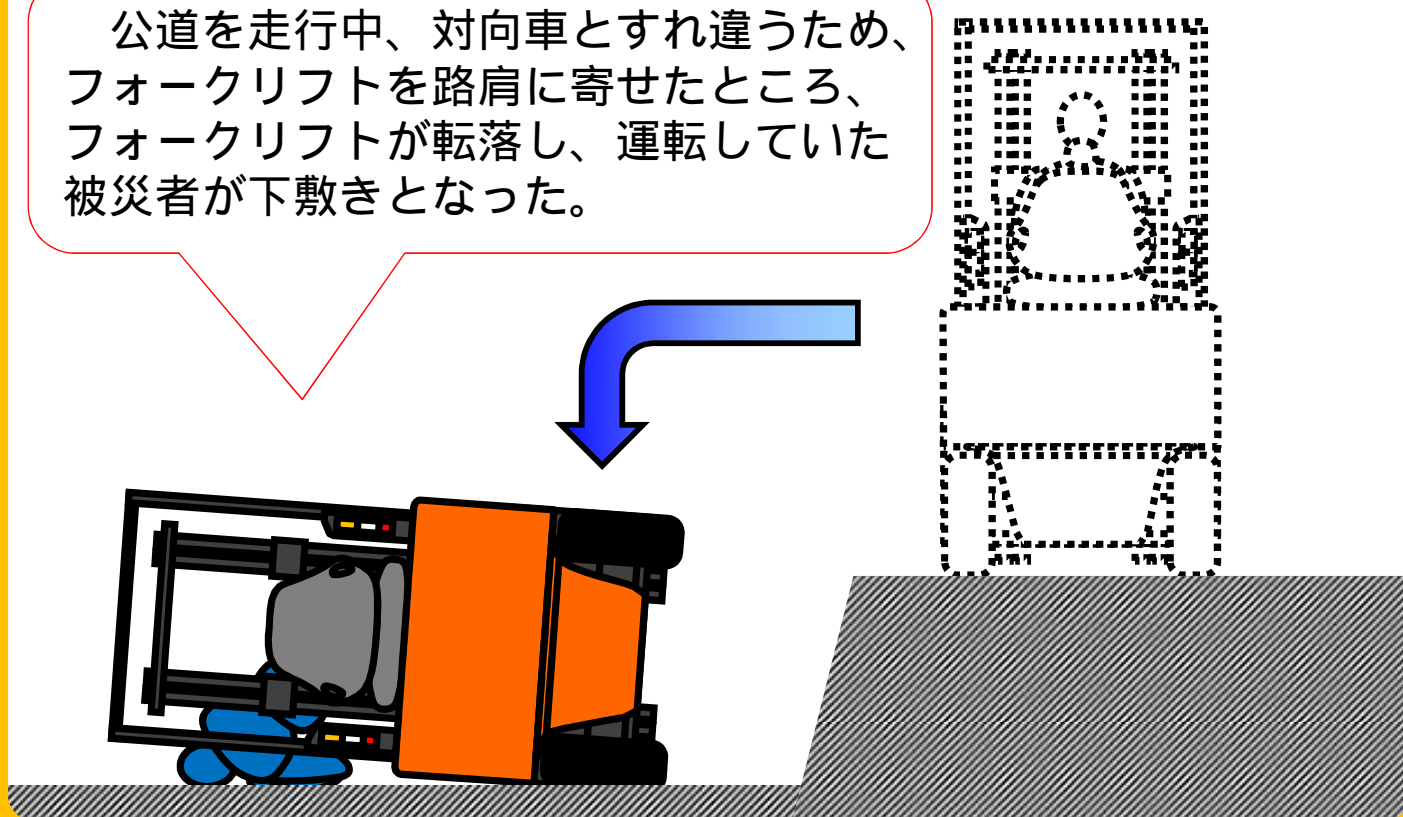
また、令和3年には、フォークリフトが横転し、運転していた労働者が死亡する災害が発生しています。

同種の労働災害が発生することを防止するため、災害事例等をご覧いただき、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

なお、災害事例は、実際の発生状況と一部異なる部分があります。

事例その1

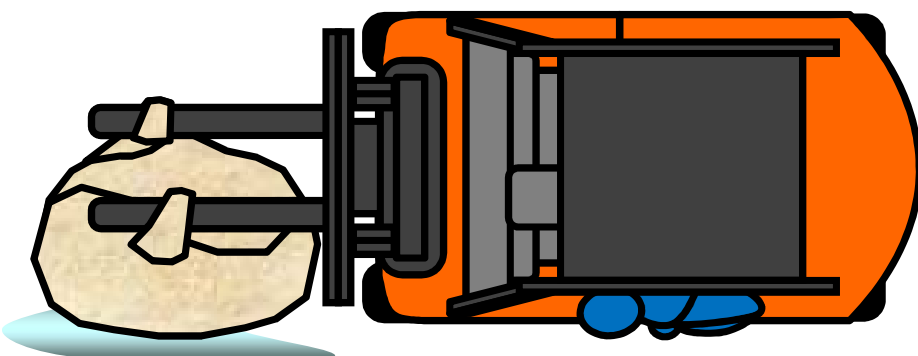
公道を走行中、対向車とすれ違うため、フォークリフトを路肩に寄せたところ、フォークリフトが転落し、運転していた被災者が下敷きとなった。



事例その2

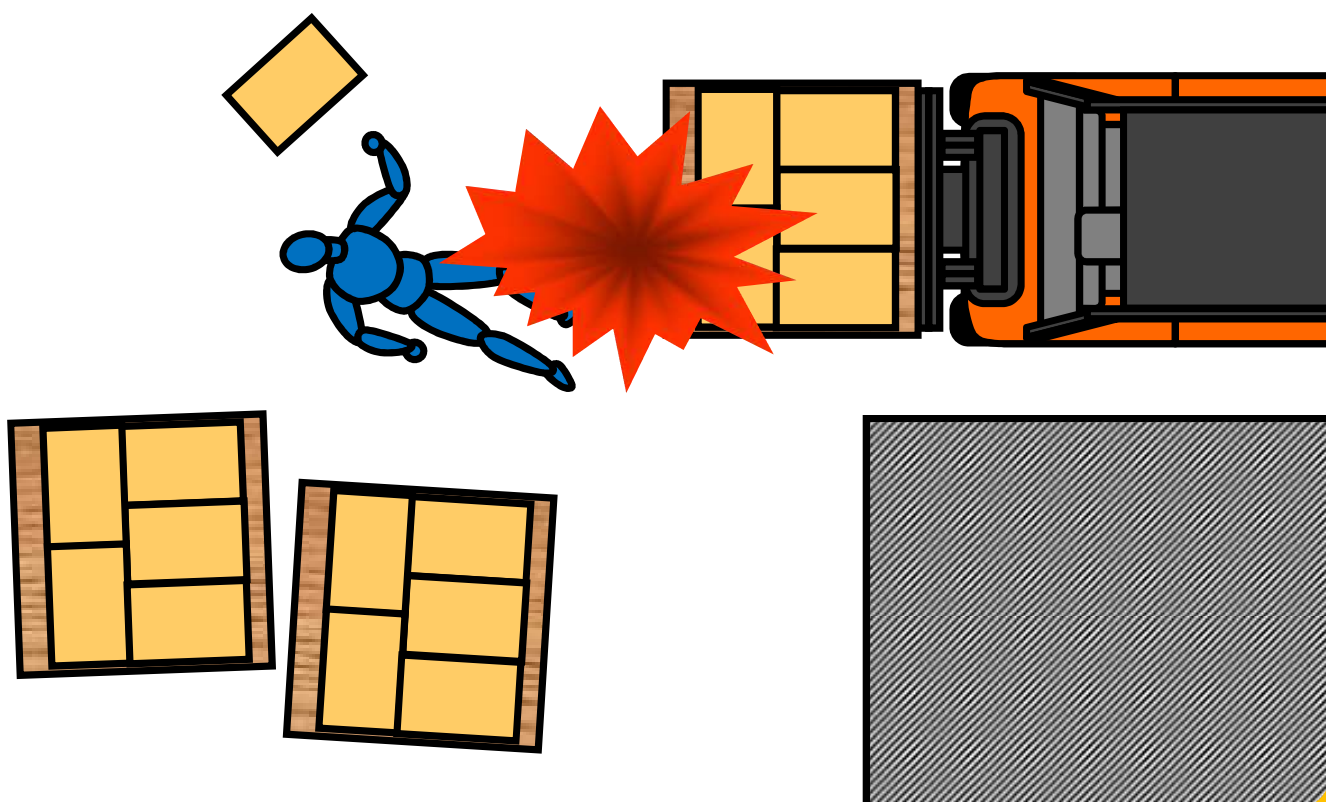
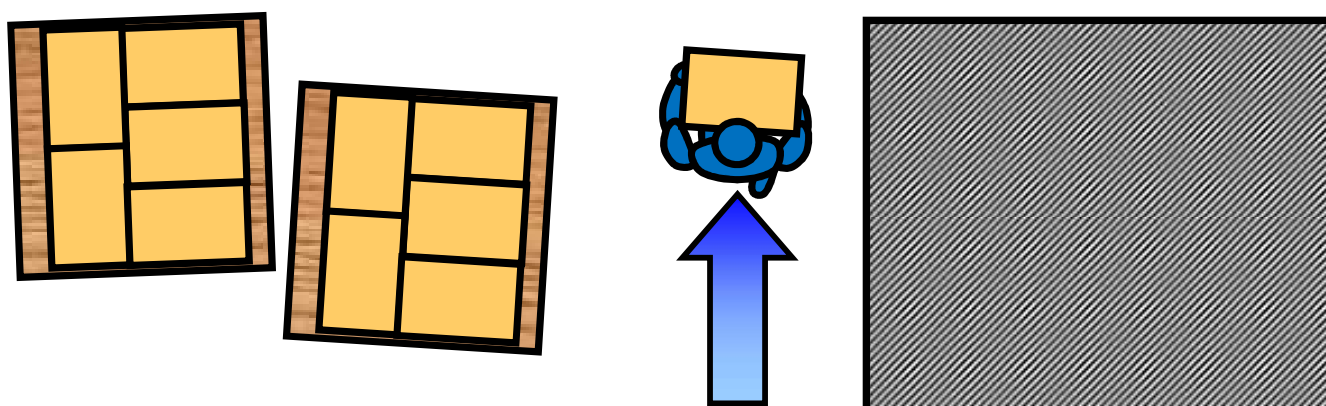


フォークリフトを使用して、凹凸の大きい場所でフレキシブルコンテナに入った荷を運搬していた被災者が、転倒したフォークリフトの下敷きになった。



事例その3

構内を歩行していた被災者が、荷を高く積み、走行していたフォークリフトにはねられた。



特に関係のある労働安全衛生規則の規定等

(作業計画)

- 第151条の3 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業（不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第151条の7までにおいて同じ。）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。
- 2 前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が示されているものでなければならない。
- 3 事業者は、第1項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

【解釈例規】

- 1 本条は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときの作業の安全を図るため、事前に作業の方法等について検討させ、作業計画を定めさせることとしたものであること。
- 2 第1項の「車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うとき」の「作業」には、フォークリフト等を用いる貨物の積卸しのほか、構内の走行も含むこと。
- 3 第1項の「荷の種類及び形状等」の「等」には、荷の重量、荷の有害性等が含まれること。
- 4 第2項の「作業方法」には、作業に要する時間が含まれること。
- 5 第3項の「関係労働者に周知」は、口頭による周知で差し支えないが、内容が複雑な場合等で口頭による周知が困難なときは、文書の配付、掲示等によること。 (昭53.2.10基発第78号)

(作業指揮者)

- 第151条の4 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第1項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

【解釈例規】

本条の作業指揮者は、単独作業を行う場合には、特に選任を要しないものであること。また、はい作業主任者等が選任されている場合でこれらの者が作業指揮を併せて行えるときは、本条の作業指揮者を兼ねても差し支えないものであること。なお、事業者を異にする荷の受渡しが行われるとき又は事業者を異にする作業が輻輳するときの作業指揮は、各事業者ごとに作業指揮者が指名されることになるが、この場合は、各作業指揮者間において作業の調整を行わせること。 (昭53.2.10基発第78号)

(転落等の防止)

- 第151条の6 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路について必要な幅員を保持すること、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合において、当該車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させなければならない。
- 3 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

【解釈例規】

第1項の「制限速度」は、事業者の判断で適正と認められるものを定めるものであるが、定められた制限速度については、事業者及び労働者とも拘束されるものであること。

なお、「制限速度」は必要に応じて車種別、場所別に定めること。

昭53.2.10基発第78号)